

一般競争入札の公告

(公告期間令和2年10月29日～令和2年11月17日)

1 競争入札に付する事項

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育(令和2年度後期)単位認定試験実施運營業務委託(詳細は入札説明書のとおり)

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第31条第1項及び第32条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同31条第1項中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 暴力団排除対象者に該当しない者であること。
- (3) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和2年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」「B」「C」又は「D」等級に格付されている者であること。(資格審査結果通知書(全省庁統一資格)を提出すること)
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。

3 入札説明日時及び契約条項を示す場所

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟1階 総務部財務課契約係
令和2年10月29日(木)～令和2年11月17日(火)
9時15分から17時15分まで(土日祝祭日除く)

4 競争執行の場所及び日時

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
研究管理棟2階 第2会議室
令和2年11月25日(水)11時00分

5 入札保証金及び契約保証金

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程第54条第1項及び第59条第1項により免除する。

6 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他文部科学省発注工事請負等契約規則第11条第1項各号に掲げる入札書は、無効とする。

7 契約書の作成の要否

要

8 その他

- (1) 詳細については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。
- (2) 事前提出書類あり。

9 本件についての連絡先

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課契約係
電話 046(839)6823、6846

以上、公告する。

令和2年10月29日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸和成



入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）会計規程、研究所会計細則、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、研究所が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項 （別記）のとおり

2 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 研究所会計細則第31条第1項及び第32条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

② 以下の各号のいずれかに該当すると認められるとき、その事実があつた後三年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき

(カ) この項(この号を除く)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(2) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしてい

ると認められるとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて財務課長等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

(3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和2年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

(4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。

4 落札の方式

(1) 契約担当役等は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 契約担当役等は、交換契約その他その性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、当該金額の10%に相当する額を加算したときに1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てた後の金額をもって落札価格とする。

5 入札及び開札

(1) 入札説明会等は、総務部財務課契約係で随時行うものとする。

(2) 競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、別紙仕様書、契約書（案）及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟覧の上、入札しなければならない。

(3) 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(4) 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(5) 代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者は代理委任状を提出しなければならない。

(6) 開札は、競争参加者等を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に係りのない職員を立ち合わせて行う。

- (7) 入札場の入退場の制限
- ① 入札場には、競争参加者等並びに入札事務に係りのある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記(6)の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - ② 競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ③ 競争参加者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (8) 競争参加者等が、相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。
- (9) 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
 - ② 調達件名及び入札金額のないもの
 - ③ 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
 - ④ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）
 - ⑤ 調達件名に重大な誤りがあるもの
 - ⑥ 入札金額の記載が不明確のもの
 - ⑦ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの
 - ⑧ 入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
 - ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札書
- (10) 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。
- (11) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を決定する。また、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に係りのない職員にくじを引かせる。

6 契約条項

別紙様式の契約書（案）のとおり。

なお、本契約の相手方が中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項の中小企業である場合には、その者からの申し出により契約書には以下の債権譲渡の特約条項を追加することができる。

（売掛金債権の譲渡）

受注者は、本契約に基づく売掛金債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関（中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第3条第1項に規定する金融機関に限る。）及び信用保証協会に対し譲渡することができる。

7 その他

- (1) 競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札書及び委任状の様式は別紙のとおり。

(3) 本件調達に関する問合せ先

(機 関 名) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課 契約係

(担 当) 原 吉見、田中 信暁

(電 話 番 号) 0 4 6 (8 3 9) 6 8 2 3 、 6 8 4 6

(F A X) 0 4 6 (8 3 9) 6 9 1 6

(E - m a i l) a-keiyaku@nise.go.jp

(別 記)

1. 件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育(令和2年度後期)単位認定試験実施運營業務委託(詳細は別紙仕様書のとおり)
2. 契約担当役等 (1) 契約担当役
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍 戸 和 成
(2) 所在地
〒 239-8585 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
3. 入札説明日時及び
契約条項を示す場所 令和2年10月29日(木)～令和2年11月17日(火)
9時15分から17時15分(土日祝祭日を除く)
研究管理棟1階 総務部財務課契約係
4. 競争参加資格の確認
のための提出書類、
期限及び提出先 提出書類 (1) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し
(2) 公的研究費の不正防止に係る誓約書(ただし、提出を求める対象範囲外の者及びすでに当研究所と取引実績のある者を除く。)
提出期限 令和2年11月18日(水) 12時00分
提出場所 研究管理棟1階 総務部財務課契約係
5. 入札及び開札 令和2年11月25日(水)
研究管理棟2階 第2会議室 11時00分
6. 契約期間 契約締結日から令和2年12月26日(土)まで
7. その他 (1) 市場調査のため、参考見積書1部を4.の提出にあわせて提出すること。なお参考見積書は、可能な限り内訳がわかるよう(員数・単価等)明記すること。
(2) 落札者は、落札後遅滞なく落札金額の内訳書を提出すること。

契 約 書(案)

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育(令和2年度後期)単位認定試験実施運營業務委託

代 金 額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

発注者 契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 宍戸 和成
(以下「甲」という)と請負者 (以下「乙」という)との間において、上記
作業(以下「作業」という)について、上記の代金額で次の条項によって契約を結ぶものとする。

ただし、代金額のうち消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき代金に110分の10を乗じて得た額である。

なお、この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正等により税率に改正があった場合、改正後の税率の適用日以降における消費税額および地方消費税額は、改正後の税率により計算した額とする。

第1条 乙は別紙仕様書に基づき作業するものとし、甲はその対価として代金を支払うものとする。

第2条 乙は信義を重んじ、誠実に契約を履行すること。

第3条 契約期間は、契約締結日から令和2年12月26日までとする。

第4条 完了書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課契約係に送付するものとする。

第5条 代金の請求書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課契約係に送付するものとする。

第6条 代金は検査確認後、乙の適法なる請求書を受理してから40日以内に1回で支払うものとする。

第7条 契約保証金は免除する。

第8条 乙は、本委託の全部又は主要部分を第三者に再委託することができない。一部を再委託しようとする場合には、甲の承認を受けるものとする。

2 乙が前項の再委託をしようとする場合は、次の各号について、あらかじめ文書により甲の担当者の承認を受けなければならない。

- (1) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲
- (3) 再委託を行う必要性
- (4) 契約金額

3 乙は、第三者に再委託を行う場合においても、この契約により請負者の義務とされている事項につきその責めを免れない。

4 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合は、次の各号について文書

により届け出なければならない。

(1) 当該第三者の商号又は名称及び住所

(2) 委託を行う業務の範囲

- 5 乙は、再委託に関する書面の記載事項に変更がある場合は、遅滞なく変更の届出を行わなければならない。

第9条 甲は、次の各号に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

一 乙が正当な理由なく、本契約の全部又は一部を履行しないとき。

二 本契約の履行について、乙に不正・不当な行為があったとき。

三 乙が本契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 乙が、アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(オに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

キ 暴力的な要求行為があったとき。

ク 法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。

ケ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為があったとき。

コ 偽計又は威力を用いて財務課長等の業務を妨害する行為があったとき。

サ その他前各号に準ずる行為があったとき。

五 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。

六 甲の都合により契約の解除の必要があるとき。

七 乙がやむを得ない事情により解約を申し立て、甲が認めた場合

- 2 前項の六から七により契約を解除する場合には、甲は乙に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする10日前までに通知し、解除できるものとするが、一から五については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

- 3 第1項の一から五の規定により契約を解除した場合においては、乙は、実際に生じた損害の賠償に加え、契約金額の10分の1に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 乙が、違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、甲に遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を支払うものとする。

第10条 乙は、故意又は過失により、甲の所有する建物・工作物及び物品等の全部若しくは一

部を滅失、毀損したときは直ちに原状に復するか、又はその損害額に相当する金額を甲の指定する期日までに支払うものとする。

ただし、天災地変その他やむを得ない不可抗力によると甲が認めた場合は、甲は上記金額を免除又は減額するものとする。

第11条 乙は、この契約に関して、次の各号に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して、第1項の各号に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第12条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。

第13条 この契約について、甲・乙間に疑義を生じたときは、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

第14条 この契約について、甲・乙間に紛争を生じた場合は、双方協議の上これを解決するものとする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、双方協議の上これを定めるものとする。

第16条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲と乙は次に記名押印するものとする。

この契約書は2通作成し双方が各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 発注者 神奈川県横須賀市野比5-1-1
契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 穴戸和成

乙 請負者

仕様書

1. 件名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和2年度後期）単位認定試験実施運營業務委託

2. 目的

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が実施する免許法認定通信教育（令和2年度後期）単位認定試験（以下「試験」という。）の各試験場における試験実施業務を委託し、円滑かつ確実に試験を実施することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日から2020年12月26日（土）までとする。

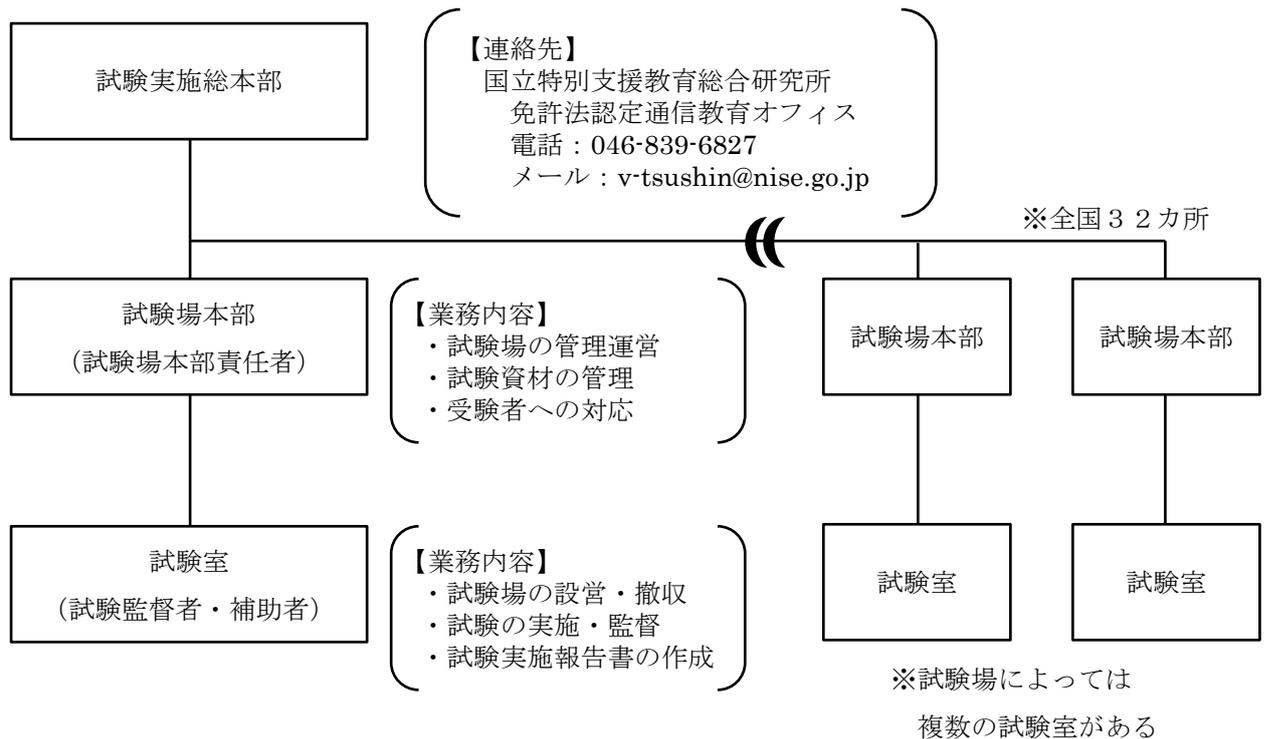
4. 試験概要

(1) 試験日：2020年12月26日（土）

(2) 試験スケジュール：

時間	各試験場
9:00	試験場本部責任者・試験監督等が試験実施施設に来館 試験場設営作業開始
9:10	試験問題・資材到着
10:00	試験場開場
10:35	試験監督者が試験室に入室
11:00	聴覚科目試験開始
12:00	聴覚科目試験終了（特別な配慮として試験時間を延長する試験室は、12:20又は12:30に試験終了）
12:45～ 13:35	休憩
13:35	試験監督者が試験室に入室
14:00	視覚科目試験開始
15:00	視覚科目試験終了（特別な配慮として試験時間を延長する試験室は、15:20又は15:30に試験終了）
16:20	試験問題・資材発送
16:30	試験場撤収作業完了
17:00	試験場本部責任者が退館

(3) 試験実施体制：



(4) 試験場及び受験予定者数：全国32ヶ所・571名（別紙1のとおり）

5. 委託業務内容

1) 事前準備

(1) 請負者は、試験当日の各試験場の試験場本部責任者及び試験監督者（責任者・補助者）を別紙2のとおり手配することとし、2020年12月14日(月)までに別紙3を作成し、下記担当者にExcelデータをメールで提出すること。

・担当者

神奈川県横須賀市野比5-1-1

独立行政法人国立特別支援総合研究所

総務部研修情報課資質向上支援係

TEL：046-839-6827

E-mail：a-shishitsu@nise.go.jp

(2) 請負者は、全試験場本部責任者及び試験監督者に研究所が提供する以下の資料を事前に配付し、試験当日までに担当業務の内容を熟知させること。

- ・試験場本部マニュアル
- ・試験監督マニュアル
- ・試験場設営・撤収マニュアル
- ・不正行為対応マニュアル

2) 試験当日

- (1) 試験当日の業務時間は以下のとおりとする。

試験場本部責任者	試験監督者
9時～17時	9時～16時30分

- (2) 試験場本部責任者は、試験実施施設に到着次第以下の業務を行うこと。
- ・試験場の施設管理者との施設使用に当たっての留意事項の確認
 - ・構内配置、受験者の動線、避難経路等の確認
 - ・試験場本部の設営
 - ・研究所試験実施総本部（以下「試験実施総本部」という。）とのメール又は携帯電話による送受信の確認
- (3) 試験監督者は、試験場本部責任者の指示を受けて、10時までに以下の業務を完了すること。
- ・構内配置、受験者の動線、避難経路等の確認
 - ・試験室の設営、板書・掲示及び室内環境の確認
 - ・案内板等の設営
 - ・試験資材の配送業者からの受け取り
 - ・試験資材の開梱、内容確認及び仕分け
- (4) 試験場本部責任者は、会場設営完了後、10時までに試験場を開場し、試験場本部マニュアルにおいて指示された業務を行うこと。
- (5) 試験監督者は、試験場本部において試験室へ持参する物を確認し、午前の試験は10時35分までに、午後の試験は13時35分までに試験室に入室した後、試験監督マニュアルに指示された業務を行うこと。
- (6) 試験監督者は、試験終了後、試験場本部責任者の指示を受けて、おおむね16時15分までに以下の業務を完了すること。
- ・試験資材の梱包
 - ・試験場本部、試験室、案内板等の撤収及び原状復帰
- (7) 試験場本部責任者は、おおむね16時45分までに以下の業務を完了すること。
- ・試験資材の配送業者への引き渡し
 - ・試験場本部、試験室、案内板等の撤収及び原状復帰状況の確認
 - ・施設管理者への原状復帰完了報告
 - ・必要に応じて電気使用量等の立ち合い確認
- (8) 試験場本部責任者は、請負者へ以下の定期報告をメール又は携帯電話にて行うこと。また、必要に応じて随時、試験場の状況に関する報告・連絡を行うこと。請負者は、定期報告・連絡等を取りまとめ、試験実施総本部へメール又は電話にて報告・連絡すること。

報告内容	報告時間
試験場到着報告	試験場到着時
試験場開場報告	試験場開場時
試験開始報告	全試験室の試験開始時
試験終了報告	全試験室の試験終了時
会場撤収完了報告	会場撤収完了時

3) 連絡体制の確保

請負者は、試験当日の9時から全試験場の撤収が完了するまでの時間中、常に試験実施総本部及び各試験場本部責任者とメール又は携帯電話により連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて試験実施総本部と各試験場との間の報告・連絡を仲介すること。

6. 試験場本部責任者及び試験監督者（責任者）の要件

請負者は、試験場本部責任者及び試験監督者（責任者）については、試験実施業務経験者を配置し、支障なく試験が実施されるよう努めること。

7. 情報の加工・処理等

(1) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

請負者は、当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

(2) 取り扱う研究所の情報の秘密保持等

- ・請負者は、本調達に係る業務の実施のために研究所から提供する情報その他の当該業務の実施において知り得た情報を、情報処理業務を行う者以外の者には秘密とし、また当該業務の目的以外に利用しないこと。
- ・請負者は、本調達に係る業務の実施のために研究所から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報を研究所が指定した場所から持ち出さないこと。
- ・請負者は、本調達に係る業務の実施のために研究所から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報を研究所の許可なく複製しないこと。

(3) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

請負者は、本契約に係る業務の遂行において請負者に提供され、又は請負者によるアクセスが認められた情報について外部への漏えい、目的外利用等、情報セキュリティ侵害が起き又はそのおそれがある場合には、速やかにこれを研究所に報告すること。

(4) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認

請負者は、本契約に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況に関し、研究所に以下の確認を受けること。

- 研究所が別に定める秘密保持等の履行及び情報消去報告書を本契約に係る業務の完了後又は本契約の解除後に遅滞なく研究所に提出し、研究所の確認を受けること。

(5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

請負者は、本契約に係る業務の遂行において、請負者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を研究所が認める場合には、研究所の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を採ること。

(6) 再委託に関する事項

請負者は、本契約に係る業務の全部又は一部を他の事業者に再委託させてはならない。

8. 支払い方法

業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から40日以内に1回で支払うものとする。

9. 契約条項

研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。

10. その他

- (1) 請負者は、本委託の詳細について、研究所の担当者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 請負者は、本仕様書の記載事項について疑義がある場合は本研究所と事前に協議し、解決すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、研究所及び請負者間で事前に協議し、解決することとする。
- (4) 本委託にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。

No.	試験場				受験予定者数 計
	都道府県	施設名	所在地	試験室数	
1	北海道	北海道立道民活動センター	北海道札幌市中央区北2条西7丁目	2	46
2	青森県	青森県立図書館	青森県青森市荒川藤戸119-7	1	4
3	岩手県	岩手県民会館	岩手県盛岡市内丸13番1号	1	4
4	宮城県	仙都会館	宮城県仙台市青葉区中央2-2-10	1	7
5	山形県	あこや会館	山形県山形市松波2丁目8-1	1	5
6	福島県	福島県立聴覚支援学校	福島県郡山市大槻町字西ノ宮西32番地	1	5
7	茨城県	茨城県立県民文化センター	茨城県水戸市千波町東久保697番地	1	10
8	栃木県	栃木県立聾学校	栃木県宇都宮市若草2丁目3番48号	2	11
9	群馬県	ベイシア文化ホール	群馬県前橋市日吉町1-10-1	1	15
10	埼玉県	J A 共済埼玉ビル	埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2	1	21
11	東京都	ワイム貸し会議室四谷三丁目	東京都新宿区四谷3-12 丸正総本店ビル6F	1	44
12	神奈川県	国立特別支援教育総合研究所	神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号	1	42
13	新潟県	コープシティ花園	新潟県新潟市中央区花園1丁目2番2号	1	19
14	岐阜県	岐阜県立岐阜聾学校	岐阜県岐阜市加納西丸町1丁目74	1	5
15	静岡県	静岡県立静岡視覚特別支援学校	静岡県静岡市駿河区曲金6丁目1-5	1	13
16	愛知県	愛知県産業労働センター	愛知県名古屋市市中村区名駅4丁目4-38	1	44
17	三重県	三重県立聾学校	三重県津市藤方 2304-2	2	30
18	滋賀県	滋賀県立盲学校	滋賀県彦根市西今町800	1	6
19	京都府	京都府立聾学校	京都府京都市右京区御室大内4	1	19
20	大阪府	大阪府教育センター 別館	大阪府大阪市住吉区苅田4丁目13-23	1	27
21	兵庫県	兵庫県学校厚生会館	兵庫県神戸市中央区北長狭通4丁目7-34	2	47
22	奈良県	奈良県立教育研究所 分館	奈良県磯城郡田原本町秦庄22-1	1	5
23	島根県	島根県立男女共同参画センター	島根県大田市大田町大田イ236-4	1	7
24	岡山県	丸田産業株式会社	岡山市北区本町6番30号第一セントラルビル2号館8F	1	10
25	広島県	RCC文化センター	広島県広島市中区橋本町 5-11	1	4
26	山口県	セントコア山口	山口県山口市湯田温泉3丁目2-7	1	3
27	高知県	高知県立盲学校	高知県高知市大膳町6-32	2	27
28	福岡県	福岡リーセントホテル	福岡県福岡市東区箱崎2丁目52番1号	1	16
29	熊本県	熊本県立熊本聾学校	熊本県熊本市東区東町3丁目14-2	1	34
30	大分県	大分県庁舎別館	大分県大分市府内町3-10-1	1	5
31	鹿児島県	鹿児島県立鹿児島聾学校	鹿児島県鹿児島市下伊敷1-52-27	1	21
32	沖縄県	沖縄県立沖縄ろう学校	沖縄県中頭郡北中城村屋宜原415	1	15
合計	32			37	571

※事情により、同一都道府県内で会場が変更になる可能性がある

試験場本部責任者及び試験監督者（責任者・補助者）数

別紙2

No.	会場	試験室数	試験場本部	試験監督者		合計
			責任者	責任者	補助者	
1	北海道	2	1	2	2	5
2	青森県	1	1	1	1	3
3	岩手県	1	1	1	1	3
4	宮城県	1	1	1	1	3
5	山形県	1	1	1	1	3
6	福島県	1	1	1	1	3
7	茨城県	1	1	1	2	4
8	栃木県	2	1	2	2	5
9	群馬県	1	1	1	1	3
10	埼玉県	1	1	1	1	3
11	東京都	1	1	1	1	3
12	神奈川県	1	1	1	1	3
13	新潟県	1	1	1	1	3
14	岐阜県	1	1	1	1	3
15	静岡県	1	1	1	1	3
16	愛知県	1	1	1	1	3
17	三重県	2	1	2	2	5
18	滋賀県	1	1	1	1	3
19	京都府	1	1	1	1	3
20	大阪府	1	1	1	1	3
21	兵庫県	2	1	2	2	5
22	奈良県	1	1	1	1	3
23	島根県	1	1	1	1	3
24	岡山県	1	1	1	1	3
25	広島県	1	1	1	1	3
26	山口県	1	1	1	1	3
27	高知県	2	1	2	2	5
28	福岡県	1	1	1	1	3
29	熊本県	1	1	1	1	3
30	大分県	1	1	1	1	3
31	鹿児島県	1	1	1	1	3
32	沖縄県	1	1	1	1	3
合計		37	32	37	38	107

試験場本部責任者及び試験監督者（責任者・補助者）名簿

No.	都道府県	会場	試験室数	試験場本部責任者		試験監督者			合計
						責任者	補助者		
1	北海道		2室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	5名
2	青森県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
3	岩手県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
4	宮城県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
5	山形県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
6	福島県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
7	茨城県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	4名
8	栃木県		2室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	5名
9	群馬県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
10	埼玉県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
11	東京都		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
12	神奈川県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
13	新潟県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
14	岐阜県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
15	静岡県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
16	愛知県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
17	三重県		2室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	5名
18	滋賀県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
19	京都府		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
20	大阪府		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
21	兵庫県		2室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	5名
22	奈良県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
23	鳥根県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
24	岡山県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
25	広島県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
26	山口県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
27	高知県		2室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	5名
28	福岡県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
29	熊本県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
30	大分県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
31	鹿児島県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
32	沖縄県		1室	氏名 携帯電話		氏名		氏名	3名
合計			37		32名		37名	38名	107名

入 札 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信
教育（令和2年度後期）単位認定試験実施運營業務委託

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発
注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育
総合研究所免許法認定通信教育（令和2年度後期）単位認定試験実施運營業務委託」を請負
うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和2年11月25日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理 事 長 宍 戸 和 成 殿

競争加入者

住 所

氏 名

印

【入札書記載例 1 : 競争加入者本人が入札する場合】
第 4 号様式

入 札 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信
教育（令和 2 年度後期）単位認定試験実施運營業務委託

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発
注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育
総合研究所免許法認定通信教育（令和 2 年度後期）単位認定試験実施運營業務委託」を請負
うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理 事 長 宍 戸 和 成 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1

氏 名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

代表者
印

備 考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例2：代理人が入札する場合】

第4号様式

入札書

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信
教育（令和2年度後期）単位認定試験実施運營業務委託

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和2年度後期）単位認定試験実施運營業務委託」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和2年11月25日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理事長 宍戸和成 殿

競争加入者

住所 ○○県○○市○○区○○1-1-1

氏名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

代理人 ○○株式会社
○○支社長

代理人印

※委任状届出印

備考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例3：復代理人が入札する場合】

第4号様式

入札書

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信
教育（令和2年度後期）単位認定試験実施運營業務委託

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和2年度後期）単位認定試験実施運營業務委託」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和2年11月25日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸和成 殿

競争加入者

住所 ○○県○○市○○区○○1-1-1

氏名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

復代理人 ○○株式会社
○○○○

復代理人印

※委任状届出印

備考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 復代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

表 面

件 名	「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育(令和2年度後期)単位認定試験実施運營業務委託」
	「入札書在中」
入札日	令和2年11月25日
	会社名
	代表者名

裏 面

割印	割印
----	----

注) 委任状を提出するときは、入札書と同封せずに別途提出すること。

委任状

令和 年 月 日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

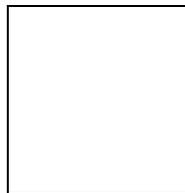
委任者（競争加入者） 住 所
社名又は商号
代表者氏名 印

私は、 を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和2年11月25日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和2年度後期）単位認定試験実施運営業務委託」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



備考

- (1) 代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- (2) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例 1 : 社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和〇年〇月〇日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市野比 6 4
委任者 (競争加入者) 社名又は商号 (株) 横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、野比 静 を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和 2 年 1 1 月 2 5 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育 (令和 2 年度後期) 単位認定試験実施運營業務委託」の一般競争入札に関する件

受任者 (代理人)
横須賀市野比 6 4
(株) 横須賀国立商事 野比 静

使用印鑑

野
比

委任状

令和 年 月 日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所
委任者（競争加入者） 社名又は商号
代表者氏名 印

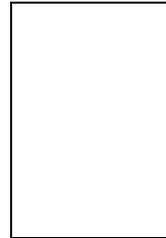
私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

令和2年11月25日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和2年度後期）単位認定試験実施運營業務委託」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）

使用印鑑



委任事項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
- 4 契約代金の請求及び受理に関する件
- 5 復代理人の選任に関する件

備考

- (1) 代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- (2) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例 2 : 支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和〇年〇月〇日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者 (競争加入者) 住 所 横須賀市野比 6 4
社名又は商号 (株) 横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記は一切の権限を委任します。

記

令和 2 年 1 1 月 2 5 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育 (令和 2 年度後期) 単位認定試験実施運營業務委託」の一般競争入札に関する件

受任者 (代理人) 横須賀市久里浜 7 9 - 9
(株) 横須賀国立商事 久里浜支店
支店長 久里浜 英樹 使用印鑑

支店長印

- 委任事項
1. 入札及び見積りに関する件
 2. 契約締結に関する件
 3. 契約に関する納入 (完了) 及び取下げに関する件
 4. 契約代金の請求及び受理に関する件
 5. 復代理人の選任に関する件

備 考

これは、参考例であり必要に応じ、適宜追加、修正等があっても差し支えないこと。

委任状

令和 年 月 日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者（競争加入者の代理人）
住所
社名又は商号
代表者氏名

私は、 を の復代理人と定め
下記は一切の権限を委任します。

記

令和2年11月25日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和2年度後期）単位認定試験実施運營業務委託」の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



(委任状記載例 3 : 支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

令和〇年〇月〇日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市久里浜 7 9 - 9

委任者 (競争加入者の代理人) 社名又は商号 (株) 横須賀国立商事 久里浜支店

代表者氏名 支店長 久里浜 英樹

支店長印

私は、浦賀三郎 を (株) 横須賀国立商事 代表取締役 野比 伸太 (競争加入者) の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和 2 年 1 1 月 2 5 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育 (令和 2 年度後期) 単位認定試験実施運營業務委託」の一般競争入札に関する件

受任者 (競争加入者の復代理人)

使用印鑑

横須賀市久里浜 7 9 - 9

(株) 横須賀国立商事 久里浜支店

浦賀 三郎

浦
賀

備 考

(1) この場合、競争加入者からの代理委任状 (復代理人の選任に関する委任が含まれていること。) が提出されていることが必要であること。(委任状記載例 2 を参照)

委任状参考資料

○競争加入者本人が入札 → 委任状必要なし

○社員等が競争加入者の代理人として入札 → 委任状〔委任状記載例 1〕が必要

○支店長等が競争加入者の代理人として入札 → 委任状〔委任状記載例 2〕が必要

○支店等の社員等が競争加入者の復代理人として入札
→ 委任状〔委任状記載例 2、委任状記載例 3〕が必要



平成27年10月5日

取引業者 各位

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸 和成
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本研究所の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本研究所では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、総務部財務課において事務部門が集約して検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

敬白

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本研究所と取引のある全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年10月1日より本研究所と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

国立特別支援教育総合研究所に持参、もしくは郵送で提出してください。

6. 提出および問合せ先

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課

契約第一係（物品・役務関係）TEL 046-839-6822 FAX 046-839-6916

契約第二係（工事・設備関係）TEL 046-839-6834 FAX 046-839-6916

7. コンプライアンス通報・相談窓口

国立特別支援教育総合研究所 監査室

TEL 046-839-6802 FAX 046-839-6918

E-mail kansa@nise.go.jp

8. その他

「誓約書」に記載されている規程及び細則につきましては、本研究所のホームページ「情報公開・公文書管理」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nise.go.jp/cms/6,348,30.html>

以上

誓約書

当社（当法人）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社（当法人）に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

（住所）

（社名又は法人名）

（代表者役職・氏名）

印

営業担当者名刺貼付箇所

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

文部科学省から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

以下は、ガイドラインから取引業者からの誓約書の徴取に関する部分を抜粋したものです。今般、研究所がお願いいたしました誓約書の提出についての背景となるものです。取引業者の皆様におかれましては、何卒、事情をご承知いただき協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定

（抄）

（機関に実施を要請する事項）

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

（実施上の留意事項）

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の入札（公募・企画競争を含む）に参加される皆様方へ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。
（応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。）

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）